

静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法より】

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認する。

2 いじめ防止等に対する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にもどこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けて対応していく。

いじめを受けた生徒は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを「未然に防止すること」「早期発見・早期対応すること」「関係機関と連携すること」が重要だと考える。

いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験している。「暴力を伴わないいじめ」であっても何度

も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、はやし立てたり面白がったりする生徒、周りで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要がある。

3 いじめの未然防止のための取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と対応の共有

- ・学校いじめ防止基本方針を定め、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をする。
- ・生徒や保護者が安心して学校生活を送れるよう、いじめ発生時における学校の対応を示す。いじめの状況によって警察等関係機関へ相談・通報する旨も伝える。
- ・いじめ防止基本方針を学校ホームページで公表するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜いじめ防止基本方針の見直しを検討する。

(2) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。中でも生徒たちに望ましい行動を具体的に教えながら、集団生活の中で適切なかわりができるように導く。

(3) 生徒の自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動など、生徒が自主的に活動する場を設定する。

(4) 保護者や地域への呼びかけ

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には直ちに学校に相談するよう呼びかける。

(5) 教職員の資質向上

教職員に対し人権研修やチェックリストによる言動の振り返りを実施し、生徒の人権を尊重する感覚を磨く。

4 いじめの早期発見に向けた取組

(1) 日常的な観察とアンケートの実施

生徒に対する日常的な観察を基盤に、いじめ対策組織のもとで定期的なアンケー

ト調査(毎週の木曜アンケート、年3回いじめアンケート)を行い、必ず複数の目による状況の見立てを行う。

(2) 欠席が続いた場合の対応

日常的に生徒の欠席理由を把握し、欠席が3日程度続いた場合はいじめに起因した欠席の可能性を意識し、面談や家庭訪問で本人や保護者から聞き取りを行う。

いじめが疑われる場合はいじめ対応フロー図(別紙1)に合わせ対応をする。またいじめが疑われない場合も、欠席状況を確認し情報収集を行いいじめの疑いがないか確認する。

5 いじめの早期解決に向けた取組(別紙1 いじめ対応フロー図参照)

- ・教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことのないように「担任→学年主任→部主事・生徒指導主事→管理職」の流れで報告する。状況に応じていじめ防止対策委員会を速やかに開催し組織で対応する。
- ・複数の教職員で聞き取りシート(別紙2)を使ってできるだけ多くの情報を正確に聞き取り、事実確認をする。
- ・いじめ防止対策委員会で対応を検討、決定し(被害者保護・加害者指導)、保護者への説明や状況に応じて関係機関との連携を図る。
- ・関係生徒への支援、指導を継続的に行い、適宜保護者へ状況説明を行う。
- ・いじめ解消まで経過観察、事後指導を共有の取組を継続する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは次のような場合とし、調査、報告を行う。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席しているとき。あるいはいじめが原因で生徒が一定期間(3日を目安とする)連続して欠席しているとき。

ウ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあったとき。

(2) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告し教育委員会の判断のもと学校に組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明

確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定を急がない。

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒から聴き取りが不可能な場合は生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら速やかに調査を行う。

(3) 情報の提供

学校はいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

(4) 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。

7 学校いじめ対策組織

いじめ対策組織はいじめの未然防止・早期発見、早期対応等を実効的に行うため、また重大事態への対処を行うために設置している。いじめに係る緊急会議だけでなく、情報の収集、記録、共有、取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行う。

また、いじめを受けた子どもを徹底して守り通し、いじめを迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口を必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に周知する。なお、学校いじめ対策組織はいじめの相談・通報窓口を担う。

◎いじめの相談窓口:担任または焼津分校管理職

名称	構成員	・開催時期 ☆協議内容等
企画会	管理職、部主事、学年主任、教務主任、進路指導主事	・毎週 ☆いじめの芽生え行動を意識し生徒の情報交換をする。
人権教育推進委員会	管理職、部主事、教務主任、生徒指導主事、生徒指導課人権担当	・年2回+随時 ☆教職員の人権意識・感覚向上に関すること。
いじめ防止対策委員会	管理職、部主事、生徒指導主事、生徒指導課人権担当（養護教諭、該当学年主任、担任、進路指導主事、コーディネーター、他学年主任等状況に応じる）*必要に応じ、外部専門家に協力を求める。	・年5回+随時 ・いじめの可能性のある問題が明らかになったとき。 ・いじめアンケートの確認、対応。 ☆いじめに対する事実確認、対応策、役割分担をする。 ☆基本方針の見直し、改定。

8 いじめ防止等のための年間計画

生徒一人ひとりの特性（コミュニケーションの障壁、情緒の不安定さ、自己表現の難しさなど）を考慮し、「いじめを許さない雰囲気づくり」と「早期発見・早期対応」を軸にした年間計画を作成する。

時期	活動内容	対象		
		生徒	教職員	保護者
通年	情報モラル教育、道徳、木曜アンケート(毎週) スクールカウンセリング(希望者、全13回)	○ ○		
4月	いじめ防止基本方針の周知(始業式、入学式、PTA 総会) 人権教育全体計画及び人権教育年間指導計画の周知 第1回人権教育推進委員会及びいじめ防止対策委員会 SNS 講座	○ ○	○ ○ ○	○ ○
5月	1学期いじめアンケート実施 第2回いじめ防止対策委員会(アンケートの共有、検討) 防犯講座(SNSトラブル防止)	○ ○	○	○
6月	人権アンケート実施と意見交換(不祥事根絶に向けた取組)		○	
7月	人権講話①	○	○	
8月	人権研修		○	
9月	人権アンケート実施と意見交換(不祥事根絶に向けた取組)		○	
10月	2学期いじめアンケート実施 第3回いじめ防止対策委員会(アンケートの共有、検討)	○ 	○	○
12月	人権講話②	○	○	
2月	3学期いじめアンケート実施 第4回いじめ防止対策委員会(アンケートの共有、検討) 人権アンケート実施と意見交換(不祥事根絶に向けた取組)	○ 	○ ○	○
3月	第5回人権教育推進委員会・いじめ防止対策委員会 人権講話③	○	○ ○	

9 教職員への理解促進の場や研修の実施

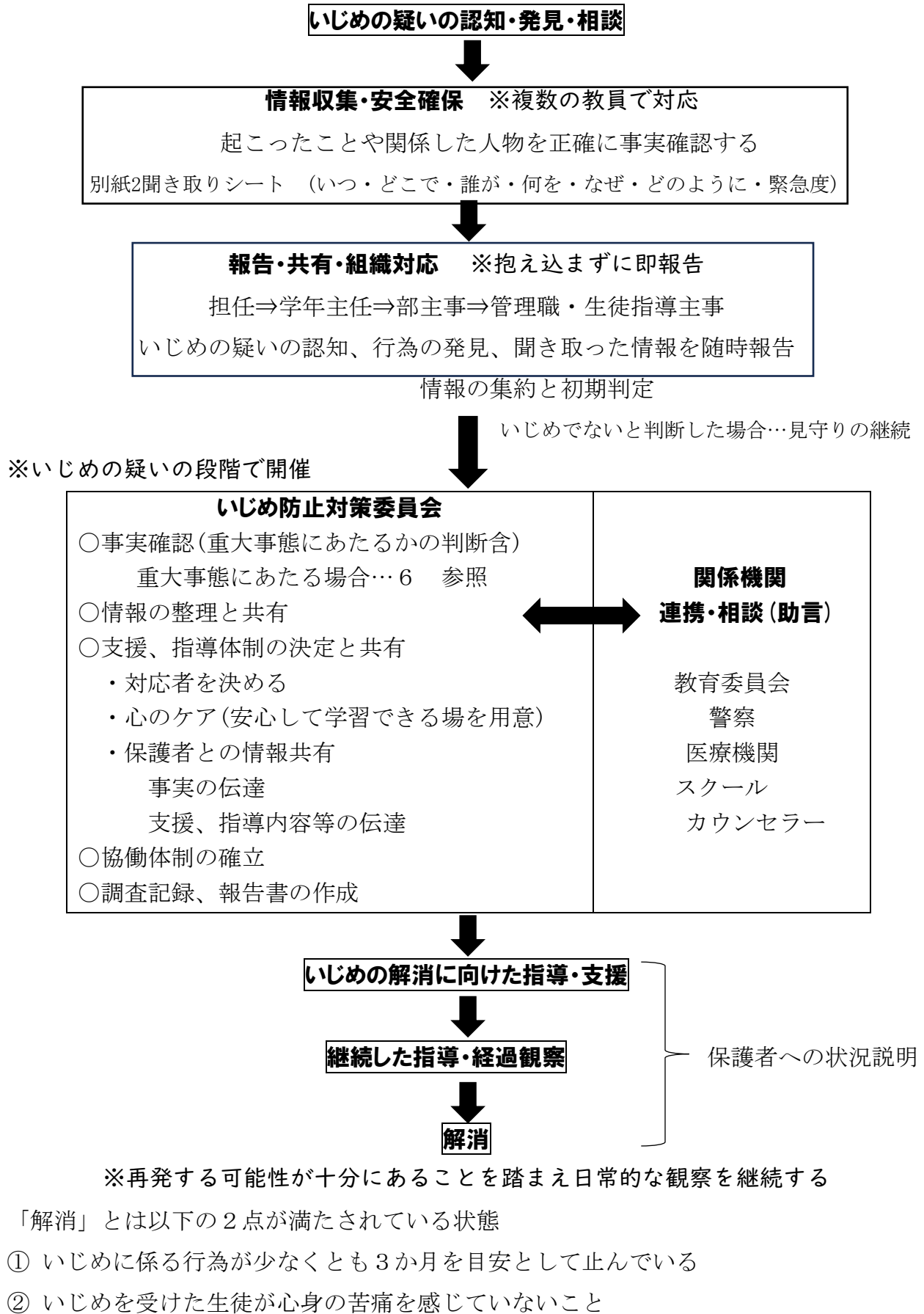
年度初めに教職員研修を行い、いじめの定義や基本的な考え方や生徒の特性について周知を図る。また人権研修を主としたいじめへの理解と防止等を図るための研修会を実施する。教職員の言動が生徒を傷つけたり、生徒のいじめを誘発するようなきっかけとなったりすることのないように学年で支援について話し合う機会を設けたり、人権アンケートを実施し、正しい人権感覚を確認したりする。

- ・気づく力の向上：生徒の小さな変化（表情、行動、持ち物）を職員全員で見守る。
- ・自己肯定感の育成：成功体験を積み重ね、他者を尊重する心を育てる。
- ・情報共有の徹底：担任一人で抱え込まず、学部全体・専門家（SC等）と連携する。

10 相談窓口

- ・生徒、保護者が気軽に相談できるよう、養護教諭やスクールカウンセラーなど担任以外の教職員や他機関とも相談できるという情報を紙面やHPで発信する。

別紙1 いじめ対応フロー図



別紙2 聞き取りシート

回覧前に部主事から管理職に口頭報告

聞き取りシート

対象者	加害 ・ 被害 ・ その他	○をつける
	年	組
	名前	
聞き取り日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後 時 分
聞き取り者		
記録者		

トラブルの発生状況

いつ 発生日時 継続期間(単発か継続的か)	
どこで	
誰が 誰から 当事者(加害・被害) 目撃者、周囲にいた人	
何をされたか 具体的な言動(暴力、無視、所持品被害、SNS など)	
なぜ トラブルのきっかけ 背景にある人間関係	
どのように 直接的・間接的 周囲の反応など	
緊急度 心身の安全 自傷、不登校の予兆、 重大な怪我の有無	